

油断は禁物！特殊詐欺にご注意ください

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

自分はだまされない。その考えを巧妙にかいくぐってくるのが詐欺の手口です。

○町内における令和4年中の特殊詐欺被害・予兆発生状況→被害1件、予兆9件

- ◎架空請求…スマートフォンに「携帯電話が不正利用されている」とメールが届き、連絡をすると「お金を払えば弁護士が対応し、払ったお金も全額返金される。」と言われた。
- ◎オレオレ詐欺…親族を装い、「会社の損失を穴埋めしてほしい」と電話があった。
- ◎還付金詐欺…役場職員を装い、「介護保険料の戻りがあります。通知は届いていますか？」と連絡があった。

○被害に遭わないために

詐欺の手口の多くは「電話」によるものです。「自宅の固定電話」の対策をしましょう。

- 常に留守番電話に設定し、相手が確認できるまで応答しない。
- 非通知の電話はブロック機能がついた電話を活用する。
- 相手に警告メッセージを流したり、会話内容を録音する装置や機能を活用する。
- 「お金の話」が出たときは必ず家族などに相談する。



○最近あった詐欺の手口

- ◎電子マネーを悪用した詐欺…利用サイト等の料金と偽り、支払いをプリペイドカードで要求された。

【児玉警察署からのお願い】

不審な電話やメールがあった場合は、一人で判断せず、家族や警察に相談してください。

■児玉警察署…☎0495-72-0110



かみかわ町長コラム

新たな門出に向けて



神川町長 櫻澤 晃

4月に入り、新しい生活をスタートさせる方も多いと思います。

町内小中学校・幼稚園・保育園等に入学（入園）される皆さん、おめでとうございます。また、進学される方や就職される方にも心からお祝い申し上げます。

過去3年間「新型コロナウイルス感染症」により、人々の生活や様々なイベントが影響を受けてきましたが、今年の5月から季節性インフルエンザと同等の「5類」へ変更になるなど、ポストコロナに向けて「人と人との交流」も増やしていく必要があると思っています。

新年度を迎えて

3月定例会において、新年度当初予算57億8700万円（一般会計）を可決していただきました。この予算は今まで取り組んできた事業の充実を図るとともに、「持続可能な町」とするため様々な課題に対応するものです。

今年度の新規事業の大きなものに、幼児を育てる保護者の経済的支援を目的とした「幼稚園・保育所の給食費無償化」があります。これにより、幼稚園・保育所から小中学校までの給食費が、一貫して無償となります。

また、そのほかにも、町民の皆様が住みやすい神川町にするため、様々な新規事業を行っていきます。



住宅リフォーム費用を補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、町民の皆さんが、自ら居住する住宅をリフォームする工事に対して補助金を交付する制度を設けています。

申請できる方(次のすべてに該当する方)

- 神川町に居住し住民登録していること ●対象となる住宅の所有者であり、かつ居住していること
- 町税等の滞納がないこと ●対象となる住宅で過去にこの補助を受けていないこと

補助対象工事(次のすべてに該当する工事)

- 町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)の住宅リフォーム工事

・住宅の内外装を修理または修繕する工事 ・住宅の増改築または間取りを変更する工事
・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 など



- 町で行うほかの補助・助成制度を受けていない住宅リフォーム工事

補助金額 改修工事費(税抜)の10%に相当する額(千円未満切り捨て)で、10万円を限度額とします。

その他 ※申請書類の入手や制度の詳細については町ホームページや経済観光課でご確認ください。

※必ず工事着工前に申請してください。工事着工後の申請は補助対象外となります。

※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となります。

町内の事業所等への防犯設備設置費を補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

犯罪被害を防止し、安心して事業に専念できる環境づくりのため、中小企業者等(個人事業主や農家を含む)による、町内の事業所等(田畑や農業用施設を含む)への防犯設備の購入・設置に対し補助金を交付します。

申請できる方 ●町内で事業を営む中小企業者等で、今後も事業継続の意思があること

- 町税等の滞納がないこと ※他にもいくつか条件があります。

補助対象 次に掲げる費用等の総額が5万円以上(税抜)のもの

- 防犯カメラ、ダミーカメラ、センサーライト、防犯ベル等機器の購入費 ●防犯設備の設置工事費
- ※既存設備の撤去又は移設に要する費用、土地の造成費、保守点検費及び設備の維持管理に係る費用については、補助の対象となりませんのでご注意ください。



補助金額 補助対象費用(税抜)の3分の1に相当する額(千円未満切り捨て)で、5万円を限度額とします。

その他 ※申請書類の入手や制度の詳細については町ホームページや経済観光課でご確認ください。

※必ず購入前・工事着工前に申請してください。購入後・工事着工後の申請は補助対象外となります。

※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となります。

水道料金(基本料金)を免除します

問合せ 上下水道課 上水道担当 ☎0495-77-3781 FAX0495-77-1491

物価高騰等が継続している中、経済的な負担増に直面している町民・事業者の皆様を支援するため、水道料金の基本料金を免除します。

今回免除については、申請等の手続は不要です。水道料金請求時に基本料金を差し引いて請求します。

対象 町と水道使用の契約をしているお客様(公共機関は対象外)

免除内容 基本料金2期分を免除(基本料金1,320円×4か月分、税込み合計5,280円)

免除期間 奇数月検診区(小浜、新宿、渡瀬、池田、二ノ宮、貫井、新里)…5・7月分

偶数月検診区(上記以外の地区)…4・6月分